

平成30年度決算実務の直前対策

神奈川県産業振興センター 13F

横浜会場

平成31年 1月22日(火)

時間 10:00 ~ 16:30 (受付開始 9:30)

神奈川県産業振興センター 13F

横浜会場

平成31年 3月22日(金)

時間 10:00 ~ 16:30 (受付開始 9:30)

- ★ 税効果会計に係るBS表示の改正、追加情報の注記は？
- ★ 税効果会計に関する新しい注記は？
- ★ 所得拡大促進税制の改正への対応は(平成30年度税制改正による要件の抜本見直し)？
- ★ 外形標準課税における改正後の付加価値割に係る所得拡大促進税制への対応、負担軽減措置等への対応は！
- ★ 租税特別措置の適用要件の見直しは？

平成31年3月期以降の年度決算を迎えるにあたって、会社計算規則、会計基準、実務指針、税法・通達などの内容を踏まえた適正な決算・申告を行わなければなりません。そのためには、会社計算規則、会計基準や税制改正の内容を十分に理解・整理した上での確かな対応が必要不可欠です。

第1に、「税効果会計に係る会計基準」の改正により、繰延税金資産・繰延税金負債の表示の改正および注記の追加に対応する必要があります。追加情報の注記への対応も必要になります。

第2に、平成30年度税制改正により、所得拡大促進税制が大幅に見直されました。中小企業者以外の法人と中小企業者の取扱いが大きく異なることとなった点に留意する必要があり、また、適用要件を満たしているかどうかの判定方法が大幅に改正されました。

第3に、外形標準課税の付加価値割に係る所得拡大促進税制も、平成30年度税制改正により見直されました。また、負担軽減措置は年度ごとに内容が変わりますので、平成31年3月期における取扱いを整理する必要があります。適用にあたって用いる税率など、実務上の留意点を確認する必要があります。

第4に、租税特別措置の適用要件の見直しが行われ、一定の要件を満たしていない場合には、試験研究費の税額控除などの一定の租税特別措置の適用が受けられなくなります。正しく判定することが必要不可欠です。

このセミナーでは、新しい法令・規則・通達などを総合的に踏まえ、決算直前に押さえておくべき留意事項を総合的にわかりやすく解説し、来たる決算・税務申告に向けて万全の準備ができるように、各種記載例および別表記載例なども交えて詳しく解説します。

講師

EY新日本有限責任監査法人
公認会計士・税理士
太田達也氏

慶応大学卒業後、第一勧業銀行を経て、太田昭和監査法人(現新日本有限責任監査法人)入所。平成4年公認会計士登録。現在、新日本有限責任監査法人において、会計・税務・法律など幅広い分野の助言指導を行っている。

著書に、「決算・税務申告対策の手引」、「固定資産の税務・会計」完全解説、「解散・清算の実務」完全解説、「純資産の部」完全解説、「リース取引の会計と税務」完全解説(以上、税務研究会)など多数。

受講料

1名様につき(テキスト、お弁当、税含む)

■ **会員**(税務研究会「A又はB」会員)・・・**25,000円**

■ **読者**(税務通信、経営財務等購読)・・・**29,000円**

■ **一般**(会員又は読者に該当しない)・・・**39,000円**

※ 当セミナーは、会員特典「無料クーポン券」対象講座です。

ご利用の場合は、クーポン券にてお申込み下さい。

※ 受講料は、開催日前日までにお支払い下さい。

※ キャンセルの場合は、開催日の前営業日の15時までにご連絡下さい(受講料ご返金の際の振込手数料はお客様負担となります)。

代理の方のご出席もお受けいたします。

当日欠席された場合は、返金いたしかねますのでご了承下さい。

申込方法

ホームページからお申込み頂くか、裏面「申込書」に必要事項をご記入の上FAXにてお申込み下さい。お申込み受付後、受講票(請求書付き)をお送りいたします。

1. 会社計算規則等の確認 (改正の有無、当期に新たに必要となる注記事項等)

2. 「税効果会計に係る会計基準」の改正

- (1) 繰延税金資産・繰延税金負債の表示に係る改正
- (2) 注記の追加
 - ① 評価性引当額の内訳
 - ② 税務上の繰越欠損金に関する事項
- (3) 遡及処理の取扱い
- (4) 追加情報の注記例
- (5) 注記の事例

3. 「税効果会計に係る会計基準の適用指針」の改正

4. 「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」の改正

5. 法人税率その他の各税率および法定実効税率の確認

- (1) 法人税率
- (2) 地方法人税
- (3) 法人事業税率
- (4) 地方法人特別税率
- (5) 地方自治体の超過税率

6. 繰越欠損金に係る取扱い (平成 31 年 3 月期に適用される控除制限)

7. 所得拡大促進税制に係る改正 (平成 30 年度税制改正による大幅な見直し)

- (1) 賃上げおよび投資の促進に係る税制
 - ① 継続雇用者給与等支給額に係る要件
 - ② 国内設備投資額に係る要件
 - ③ 当期の雇用者給与等支給額が前期の雇用者給与等支給額を超えること
 - ④ 教育訓練費に係る要件(上乘せ措置)
- (2) 賃上げの促進に係る税制(中小企業者のみの取扱い)
- (3) 継続雇用者の定義の見直し
- (4) 教育訓練費の定義とその集計方法
- (5) 上乘せ措置を受けるための要件と上乘せ措置の内容
- (6) 別表 6(23)および別表 6(23)付表 1 の記載例

8. 租税特別措置の適用要件見直し

9. 外形標準課税に係る対応

- (1) 付加価値割に係る所得拡大促進税制の見直し
- (2) 平成 31 年 3 月期に適用される負担軽減措置の内容(比較に用いる税率)と計算例

10. その他

※ 内容については、今後の動向により一部変更になる場合がございます。

申込先 FAX.045-263-2825

HP

「平成 30 年度決算実務の直前対策」(横浜会場) セミナー申込書

No.120579/No.120580

顧客コードNo.								受講料区分	<input type="checkbox"/> 会員	<input type="checkbox"/> 読者	<input type="checkbox"/> 一般	申込日:平成 年 月 日	
会社名													
所在地	〒 _____												
TEL	() - () - ()				FAX	() - () - ()							
受講日	※ 受講日に <input checked="" type="checkbox"/> を入れてください → <input type="checkbox"/> 1月22日(火) ・ <input type="checkbox"/> 3月22日(金)												
受講者	部 課 名	役 職 名	税理士登録番号	氏 名									
			No.	フリガナ									
※ E-mail													

※個人情報の取扱いについて…ご記入頂いた個人情報は、商品の発送、サービスの提供に使用させていただくほか、当社がおすすめする他の商品・サービスのご案内にも使用させていただきます場合がございます。また、登録情報は厳重に管理し、第三者に開示することは一切ございません。なお、E-mail については、当セミナー会場変更等のご連絡にも使用する場合がございますので、必ずご記入してください。ご記入の際は、アルファベットや記号は、判別しづらい場合がありますので正確にご記入いただきますようお願いいたします